



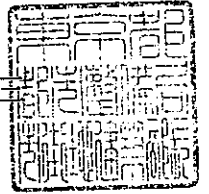
16都市建企第546号

平成17年3月17日

(社) 東京建設業協会会長 殿

東京都都市整備局市街地建築部長

野本 孝



東京都建築基準法施行細則等の一部改正について（依頼）

日頃より、東京都の建築指導行政に対しご理解とご協力をいただき、厚く感謝しております。

標記の件について、平成17年3月23日付けで別紙のとおり公布し、同日付けで施行する予定ですのでお知らせします。

なお、完了検査及び中間検査の申請にあたっては、下記の制定の経緯、目的、運用上の留意点等を参考にするとともに、貴団体の会員や建築関係技術者等への周知について、よろしくご配慮願います。

記

1 制定の経緯及び目的

東京都では、平成16年7月1日から建築基準法（以下「法」という。）第7条の3の規定に基づき、平成16年6月28日付16都市建企第155号にてお知らせしたとおり、平成16年5月31日東京都告示第925号により中間検査の特定工程等を新たに指定しています。

このたび、新たな中間検査制度の施行に伴い、東京都建築基準法施行細則（以下「細則」という。）及び「東京都建築基準法施行細則による建築工事施工計画等に添付する書類の様式」の改正をいたします。細則第15条の4では、工事監理や施工状況等を把握するため、完了検査申請書及び中間検査申請書に添付する書類として建築工事施工結果報告書等を位置づけています。

2 改正の概要（完了検査申請書若しくは中間検査申請書に添付する書類）

(1) 対象となる建築物

東京都が特定行政庁となる地階を除く3以上の階数を有する建築物

(2) 必要となる書類

延べ面積	必要となる書類		備考
500㎡を超えるもの	建築工事施工計画報告書(第21号様式の3及び様式1)の写し		・東京都の受理印がなされているもの
	鉄骨工事施工計画報告書(様式2)の写し		・東京都の受理印がなされているもの ・鉄骨工事がある場合
	建築工事施工結果報告書(第22号様式の3及び様式3～6の2)		
	鉄骨工事施工結果報告書(様式7～8)		・鉄骨工事がある場合
500㎡以下のもの	建築工事施工結果報告書(第22号様式の4)	鉄筋コンクリート工事施工結果報告(様式9)	・鉄筋コンクリート工事がある場合(木造及び鉄骨造の基礎を除く)
		木工事施工結果報告(様式10)	・木工事がある場合
		鉄骨工事施工結果報告(様式11)	・鉄骨工事がある場合

3 運用上の留意点

(1) 施行について

ア 平成17年3月23日以降に、完了検査及び中間検査の申請をおこなう建築物が対象となります。

(2) 完了検査及び中間検査について

ア 中間検査にあたっては、特定工程に達した時点における敷地内の建築物及びその敷地が建築基準法および関係規定に適合していることを確認する必要があります。

イ 同一敷地内に、中間検査対象建築物が複数棟存在する場合は、各棟ごとの特定工程において、検査をおこなうものとします。

ウ 完了検査申請書及び中間検査申請書を受理する際には、設計変更などによる計画変更確認等の手続きが完了し、工事監理者の検査及び必要な手直しがおこなわれていることが必要です。

【連絡先】 東京都都市整備局市街地建築部

建築企画課建築係 鈴木・大嶋

TEL 03-5388-3343 (直通)